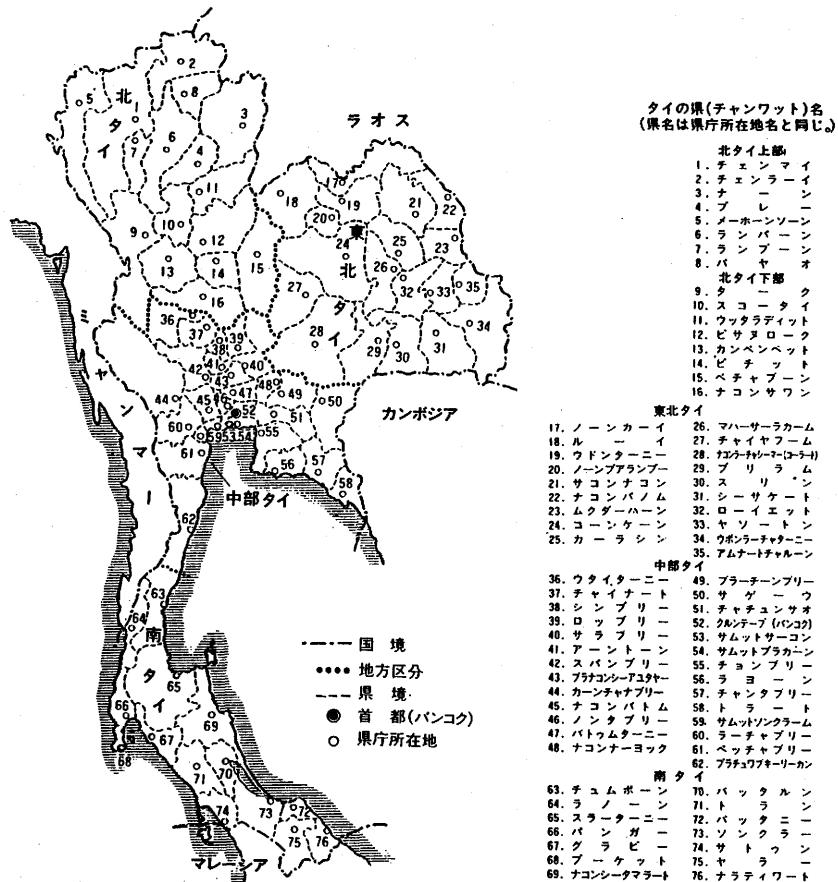


## 第4章

### タイの憲法制度

タイ王国	宗 教	仏教(上座部)ほかにイスラーム教
面 積 51万3114km <sup>2</sup>	政 体	立憲君主制
人 口 6002万人(1996年12月末現在)	元 首	ブミポン・アドゥーンラヤデート国王
首 都 バンコク(正式名はクルンテープ・マハーナコン)	通 貨	バーツ(1米ドル=25.343バーツ、1996年平均)
言 语 タイ語ほかにラオ語、中国語、マレー語	会計年度	10月～9月



1996年12月に発効した第6次憲法改正に基づき97年1月憲法制定議会が設置された。同議会は新たな憲法の草案を現在とりまとめており、97年8月に草案は審議のため国会に提出される。この新憲法の制定が90年代のタイの政治改革論争の到達点として評価すべきほどに抜本的な改革を行うことができるか非常に注目される。なお本章の記述は、1991年憲法（95年改正）に依拠していることに留意していただきたい。

## I 序論——タイ憲法<sup>(1)</sup>をとりまく状況<sup>(2)</sup>

### 1. タイ憲法の特徴

タイ王国では、立憲革命後に制定された仏暦2475（1932）年シャム王国統治憲章から現行憲法である仏暦2534（1991）年タイ王国憲法まで、これまでに実に15の憲法典が制定されている。制定された憲法典の数が多い最大の理由は、軍事クーデタによる超憲法的な政権の交替が多かったことがある<sup>(3)</sup>。タイの憲法典は、「暫定憲法」と「恒久憲法」とに分類することができる。クーデタによって憲法を廃止するとまず暫定憲法が制定され、一定期間後に恒久憲法が制定されるという手順がふまれることが多い。暫定憲法は、暫定的な政府の統治構造を定めるだけで条文の数が少なく、「統治憲章」という名称が用いられることが多い。恒久憲法には「タイ王国憲法」という名称が用いられ、人権カタログも規定されるなど条文数も多いが、議会制民主主義の枠のなかで軍が影響力を確保しようとするため非民主的な部分も多い<sup>(4)</sup>。

議会の構成をみると、ほぼすべての暫定憲法が一院制で任命議員により構成されていた。この一院制議会は制憲議会としての役割を与えられることもあった。他方、恒久憲法では32年憲法を除いて、二院制を採用し、上院（任命制）と下院（公選制）により構成されていた。一院制を採用する32年憲法においても政府が任命する第2種議員が存在した。任命議員には、多くの軍

人・官僚が任命されてきた。

恒久憲法においては、公選の下院の設置は不可決であると考えられており、軍・官僚の政治力を確保するために議会と内閣との関係を憲法にどのように規定するかが問題となった。68年憲法では、上院・下院議員が閣僚へ就任することを禁止し行政府と立法府を分離した。この規定は、企図したような政治の安定化をもたらさず、むしろ与党議員と政府との確執をもたらした。74年憲法では再び議員内閣制へと戻っている。議院内閣制をとる場合でも、首相が国会議員であることが必ずしも要件とされず、軍人を含む公務員が在職のまま国務大臣に就任することを認めた。他方、軍の政治支配が後退した時期、特に46年憲法、73年憲法、91年憲法（92年改正以降）では、軍の政治への介入を制限するとともに、議会による政府のコントロールが強められている。内閣・閣僚に対する不信任案、政府の施政方針演説の国会による承認などの規定が定められている。

## 2. タイ憲法の史的展開

### (1) 絶対王政から立憲君主制へ

タイ王国の歴史上の最初の王朝は13世紀に成立したスコータイ王朝である。スコータイ王朝を吸収したアユタヤ王朝（1351～1767年）は通商国家として約400年にわたり繁栄したが、1767年にビルマによって滅ぼされた。ビルマ軍を破ったタークシン王によるトンブリ王朝（1767～82年）を経て、ラタナコーシン王朝（1782年～）が成立し現在に至っている。ラタナコーシン王朝を開いたチャクリ王（ラマI世）の命によって編纂され1805年に公布された三印法典は、近代的法典編纂が完了する今世紀初頭まで適用された<sup>(5)</sup>。

19世紀から20世紀初頭にかけて東南アジアの植民地化が進むなかで、タイは英領ビルマと仏領インドシナとの緩衝国として独立を維持した。タイは、列強諸国に対抗するために国内の近代化を進め、特にチュラロンコーン王（ラマ5世：在位1868～1910年）はチャクリ改革と呼ばれる行政機構その他の

国内の諸制度の変革を行った。日本と同様に近代西欧法の導入による司法制度の改革や法典編纂を開始した。1892年に司法省が設置され、それまで各省の下におかれていた裁判所を司法省の下に統合した。また、大陸法をモデルに法典の編纂が行われ、最初の刑法典が1908年（56年刑法典により廃止）に、民商法典が24～35年に公布された<sup>(6)</sup>。法典編纂には日本の法学者も協力し日本法も参考にされた<sup>(7)</sup>。法制度の整備は、イギリスとのパウリング条約等の不平等条約（領事裁判権など）を撤廃するためにも必要とされた。法典編纂と第1次世界大戦への参加によって国際的地位を高めたタイは不平等条約の撤廃を30年代末までに完了した。

タイ王国における立憲主義は、1932年の人民党による立憲革命に始まる<sup>(8)</sup>。人民党は、27年にパリにおいて留学生によって結成され、文官、軍人によって構成された。人民党によって起草された最初の憲法典である仏暦<sup>(9)</sup>2475（1932）年シャム王国統治憲章によって、タイ王国は絶対王政から立憲君主制へと移行した。同年12月には、最初の恒久憲法として仏暦2475年シャム王国憲法（68カ条）<sup>(10)</sup>が制定された。人民代表議会（一院制）、裁判所、人民代表委員会が設けられた。第11条は、モムチャオ（国王の孫）以上の貴族は出生による場合であれ、任命による場合であれ、政治からはなれた立場にあるものとするとして、王族の政治関与を明確に否定した。

## （2）軍・官僚の政治支配と憲法典

立憲革命の担い手となったのは、チャクリ改革によって形成された軍人を含む官僚層であった。議会制民主主義が導入されたけれども、現実には軍人・官僚を中心に構成される権力集団が政治の実権を握り、しかも権力集団相互の闘争からしばしばクーデタによる超憲法的な政権交代が行われた。

### ① ピブーンソンクラーム時代

人民党のメンバーであったピブーンソンクラーム<sup>(11)</sup>は1939年に首相に就任し、民族主義的な政策を行った。ピブンは第2次世界大戦において親日的政

策<sup>(12)</sup>をとったが、日本の敗色が強まつたことなどから44年に退陣した。抗日組織である自由タイ運動が政権を掌握した。46年5月には46年タイ王国憲法（第7章第96条）が制定施行された。同憲法は、二院制議会（上院は下院議員による間接選挙）<sup>(13)</sup>、責任内閣制をとったほか、国王には大赦と緊急勅令發布の権限が認められた。国家公務員は在職のまま議員・大臣となることは禁止された。また、自由タイ運動には王族が参加していたため、王族の政治関与禁止規定が削除された。ピブーンらは戦犯として逮捕されたが、特別立法は事後立法であり違憲とする最高裁判決によって処罰を免れた。

国王怪死事件からプリディ・パノムヨン政権が退陣した後、1947年クーデタによってピブーンを中心とする軍が再び実権を握った。暫定憲法は、国王に直属する国家最高評議会、二院制議会（下院は公選、上院は官選）、国王によって任命され議会の信任を必要とする内閣を定めていた。49年3月にはほぼ同じ内容の恒久憲法が制定された。さらに、51年にはプミポン国王の帰国を機に自由タイ運動が対抗することを懸念したピブーンは、自らの政権に対してクーデタを行い、49年憲法を廃止し、32年憲法を復活させた。52年2月の総選挙を経て、新たな憲法改正委員会が設置され、49年憲法に32年憲法を加味した52年タイ王国憲法が制定された。

## ② サリット＝タノーム時代

ピブーン政権が10年に及び不満が高まるなかで、1957年のクーデタによってサリット・タナラットが実権をにぎり、首相には腹心のタノーム・キッティカチヨーンが就任した。憲法は廃止されなかったが、政局が安定しなかつたため、翌58年に再び革命団<sup>(14)</sup>の名においてクーデタを行い、サリット自ら首相に就任した。戒厳令の布告、憲法の廃止、国会・内閣の解散、政党の廃止、労働組合の解散が行われた。59年1月に公布された統治憲章（20カ条）は、240名の任命議員からなる制憲議会を設置し、首相および国務大臣は国王によって任命されるものとした。第17条は首相に対して、國家の安全を妨害し、または王室を危険に陥れるような行為、あるいは国家の安寧と秩序に

脅威を与えるような行為を、首相は閣議決定により各種の措置を命ずる権限を付与した（首相命令）。首相命令によって犯罪の取締りが行われただけでなく、国内における反対派の弾圧が行われた。サリットは、王政、仏教といった伝統的価値を強調し、タイ式民主主義によって軍の独裁を正当化する一方で、民間主導型の工業化や地方開発を行った。63年にサリットが死去し、政権を受け継いだタノームもまた58年統治憲章による強権的な政治運営を行った。

1958年から、恒久憲法が存在しない状況が9年間にわたって存続したが、これはタイの憲法史のうえで最も長い。恒久憲法の起草に時間をかけたことが、このような状況の口実となった。サリットは、諸外国の80の憲法をその歴史的研究を含め研究し、この研究をふまえてタイの実情に相応しい憲法を新たに起草するとした。憲法起草委員会の作業は64年12月に完了し、翌65年に議会に上程されたが、審議にも時間がかけられた。

タノームは、アメリカがベトナムからの撤退を発表した直後に1968年タイ王国憲法を公布し、軍政から民政への移行に踏み切った。68年憲法は、行政府と立法府とを分離し、上院・下院議員の閣僚への就任を禁止した。しかしながら、閣僚に就任することができない与党議員は下院審議を通じて自己の要求を実現しようとした、政府法案への反対投票、予算配分の増額要求、内閣不信任案の提出、閣僚の汚職問題の提起などを行った<sup>(15)</sup>。

1968年憲法はようやく実現した恒久憲法であったが、71年にタノーム首相自身を議長とする革命団のクーデタにより廃止された。日本商品排斥運動を契機に学生運動が強まるなかで、72年12月に統治憲章（23カ条）が公布され、任命制の一院制議会と国王の任命する内閣をおいた。政党の結成は認められず、首相命令も復活した。

### (3) 民主化の流れ

#### ① 10月14日政変と10月6日事件

タイ現代史を特徴づけてきた軍の政治支配は、1970年代以降、経済発展に伴う実業家層の成長<sup>(16)</sup>や、一般国民の政治参加の要求が拡大するなかでしだいに後退しつつある。その嚆矢となったのが学生運動がタノーム政権を倒した73年の「10月14日政変」であった。

1972年の統治憲章は3年以内の恒久憲法の制定を定め、73年1月に恒久憲法起草のための22人委員会が設置され、委員長にプラパート・チャールサティエンが任命されたが、これに対して学生は恒久憲法の早期制定と駐留米軍の早期撤退を要求した。10月になって、恒久憲法制定などを求める学生運動と軍が衝突し、多数の死傷者が出てから反政府運動に発展し、タノーム、プラパートらが辞職し海外に脱出することで収束した。暫定的に首相となつた最高裁長官のサンヤー・タンマサック（元タマサート大学総長、枢密顧問官）は、6カ月以内に恒久憲法を制定することを約束するとともに、学生運動に対して宥和的対応をとった<sup>(17)</sup>。

10月に公布された1974年タイ王国憲法は、68年憲法のような行政府と立法府の分離を採用せず、議院内閣制を復活し議会による政府のコントロールを強めた。下院は直接選挙、上院議員は下院議員による間接選挙とされた（上院議員の定数は100名で枢密院が候補者リストを作成する）。議院内閣制の強化としては、公務員の議員の兼職の禁止、議員の資産公開、下院の内閣不信任決議、会計検査官の設置、首相は下院議員でなければならず、閣僚の半数以上が上院または下院議員であること、官僚の内閣官僚兼任禁止、閣僚の資産公開、内閣の施政方針演説に対する下院の内閣不信任決議権などが定められた。この憲法の内容は、自由タイ運動政権によって制定された46年憲法とほぼ同じものであるといえる<sup>(18)</sup>。上院議員任命の勅令への副署者を枢密院議長とする規定については、国王の政治関与ととらえられ、国王の意向により首相へ

と変更する改正が行われた（75年1月）<sup>(19)</sup>。

このような民主化の動きは、1976年のクーデタによって後退する。10月14日政変以後の学生運動、農民運動、労働運動は著しい昂揚を示したが、75年にインドシナ諸国が社会主義化し、ラオスでの王政の廃止やカンボジアでの僧侶の虐殺事件が起こり、急進的な動きへの危機感も生まれた。76年10月6日には、タマサート大学での学生運動は武力弾圧され（「血の水曜日事件」），その後国家統治改革団によるクーデタが起こった。憲法の廃止、戒厳令の施行、報道管制、政党の禁止、反共法施行の徹底などが行われた。このクーデタ後、多くの学生や活動家が「森に入り」、タイ共産党に合流した。文官のターニン・クライウィチエン最高裁判事が憲法上の手続きによらずに任命される最初の首相として就任した。76年クーデタでは暫定憲法の制定という形をとらず、10月に公布された76年タイ王国憲法は29カ条だけの短いもので、その名称にかかわらず実質的には暫定憲法であった。政府が示した民主主義救済計画は次の3段階に従って同憲法を改正するというものであった。第1期…4年間。国内の政治的・経済的安定の回復。第2期…4年間。直接選挙による下院、国王の任命による上院を通じて国民の政治参加を認める。第3期…4年間。上院の権限を縮小する。

## ② 1980年代の流れ（1978年憲法体制）

ターニン首相との軍との関係悪化から、1977年10月に国家革命評議会によるクーデタが起こった。憲法は廃止され、戒厳令は存続されたが、報道の統制、検閲は廃止した。11月9日に公布された77年統治憲章（前文、32条）は、ターニンの「民主主義救済」計画は時間がかかりすぎると批判し、78年までに恒久憲法の制定と総選挙を実施することを規定した。78年12月に78年タイ王国憲法（前文、206条）が公布された。

1978年に首相に就任した陸軍司令官ブレーム・ティンスーラーノンは、総選挙と連立政権組閣など憲法上の手続きを重視する稳健な政治運営を行った。共産主義対策については軍事的制圧から政治的説得へと方針を転換し、

76年クーデタ後に共産党に合流していた多くの民主化運動の活動家の投降を促すことに成功した。他方、プレーム政権は、経済団体など軍以外の社会勢力との協調や、経済テクノクラートの登用などを行った。このようにプレーム自身は陸軍出身であったが、民主主義的手続きだけは尊重されたため半分の民主主義といわれた。88年には総選挙で第1党となったタイ民族党のチャートチャイ・チュンハワンが国会議員から選ばれた首相としてプレームに代わって政権につき、民政へ完全に移行した。

チャートチャイ政権の汚職は軍にクーデタの口実を与え、1991年3月にクーデタが約12年ぶりに成功した。78年憲法は廃止され、統治憲章（33カ条）が公布された。軍に対する国民の批判や米国等の外国との関係を考慮して、外交官出身のアーナン・パンヤーラチュンが首相に担ぎ出された。暫定憲法と同様に、任命議員による一院制議会たる国家立法議会が設置された（第10条）。同議会は、法律の制定のほか新憲法の制定を任務とし、外部の者を含む20人の委員からなる憲法起草委員会によって憲法の原案が策定された<sup>(20)</sup>。憲法の起草にあたっては、クーデタ・グループは、①現職の官僚、軍人が内閣総理大臣および他の国務大臣に就任する途を残すこと、②下院の権限を抑えるため、軍がコントロールできる任命制の上院議員および上院議長の権限を拡大することを意図したが、民主勢力の抗議行動が起きたことから、後者については譲歩せざるを得なかった。この原案に基づいて、91年12月9日に現行の仏暦2534（1991）年タイ王国憲法が公布された<sup>(21)</sup>。

1992年3月の総選挙後、クーデタ・グループのスチンダー・クラーブラウン陸軍司令官が公約を破り自ら首相に就任したため、大規模な抗議行動が起これ、92年5月には軍がデモに発砲し多数の死傷者を出した。この「悲しみの5月事件」後にスチンダ首相は退陣し、アーナンが暫定的に政権についた。

流血事件後に成立した四つの憲法改正により、首相は国会議員から選ばれること、公務員の在職のままの国務大臣への就任の禁止、下院議長が国会議長となることなどの変更が行われた。

1992年6月には総選挙の結果、民主党のチュワン・リークパイ首相を首班

とする連立政権が発足した。下院に設置された憲法改正特別委員会は、25項目の改正提案を行った。94年2月に与野党は8項目を先に改正することで合意したが、野党は合意を破棄し78年憲法を基礎とした独自の憲法改正案を国会に提出した。上院が野党側に回ったため、上院議員の定数削減案などを含む与党案<sup>(22)</sup>は第1読会において否決され、野党案に従って第2読会のための法案の検討が行われることとなった。このように95年改正では、野党が憲法改正を政治の駆け引きに利用するなどの混乱があったものの、74年憲法にあった男女平等規定<sup>(23)</sup>、行政裁判所の設置などの規定が復活した。

1995年7月の総選挙後はタイ民族党のバンハーンを首班とする連立政権が成立した。同政権においても、民主化路線を継承し、憲法改正を含む諸制度の改革を提案するため政治改革委員会が設置された。政治改革委員会は、上院議員の任命手続きや憲法改正における国民投票（レファレンダム）などを提案した。

96年の憲法改正条項の改正について、与党案は第1読会で可決されたが、第2読会の法案準備のためのチャイアーナン委員会の提出した法案が異なるため混乱が生じた。しかしながら、両者の折衷案が起草され、96年10月に国会で可決された（96年12月施行）。この改正によれば、各県から1名の委員と23名の有識者からなる制憲議会を設置し、同委員会によって起草された憲法草案を国会によって審議するというものである。これに基づいて新たな憲法典が制定されることになっている。

## II 国王を元首とする民主政体

現行憲法の章構成は、次のとおりである。(1)総則、(2)国王、(3)タイ国民の権利と自由、(4)タイ国民の義務、(5)国家の政策、(6)国会、(7)内閣、(8)裁判所、(9)地方自治、(10)憲法院、(11)憲法改正（96年改正後は新憲法の制定）。

1932年の立憲革命以来、これまでの憲法はすべて立憲君主制を採用してき

た。現行憲法でも、第1章総則および第2章国王の法的地位・権限等に関する事項が定められている。第1章総則において、タイ国は、单一不可分の王国（第1条）であり、国王を元首とする民主政体をとると定める（第2条）。主権はタイ全国民に由来し、国王が国会、内閣、裁判所を通じてこれを行使する（第3条）と定める。民族、宗教、国王の尊重がタイ国民が守るべき価値として強く唱えられてきた。第49条は、国民の義務として、「何人も、この憲法に従い国家、宗教、国王及び国王を元首とする民主政体を支持する義務を負う」と定める。第69条は、「国王を元首とする民主政体」に対する国民の理解を広める義務を国に課している。このほかに、「国王を元首とする民主政体」は、さまざまな事項における従うべき原則として憲法の規定中に見い出すことができる<sup>(24)</sup>。

元首たる国王は神聖かつ不可侵（第6条）であり、何人も国王を問責しまだ告発することができない（同条第2項）。また、国王は、仏教徒であり、かつ宗教の擁護者（第7条）である<sup>(25)</sup>。国王はタイ国軍を総帥する（第8条）。

現国王に対する国民の支持は強く国王は、政治・社会に強い影響力を有しているが、憲法上の国王の権限の多くは象徴的である。国王の大権や勅令によることを定める規定の多くは、実質的な決定権者が副署者という形で示されている。

王室関係の事項としては、①位階を創設し、勲章を授与する大権（第9条）、②枢密院顧問官、枢密院議長の選出・任命（第10条）、③王室財産局等の職員の任免（第15条）が国王の大権とされている。王位の継承の順位等については仏暦2467（1924）年王室典範に定められている。91年憲法は、王室典範の改正（第20条）および王位継承者の指名する権限を国王に認めるとともに、これまでの憲法が定めていた国会の承認を必要としていない<sup>(26)</sup>。

憲法には枢密院と摂政に関する規定がある。枢密院は、国王の諮詢により、国王の職務にかかわるすべての事項に関して国王に対して助言を行うことを任務とし、1名の枢密院議長と18名を超えない枢密顧問官によって構成される（第10条）。枢密院（特に議長）は、王位継承、摂政の任命、王室典範の改

正等において重要な役割を有する。

### III 国会

#### 1. 総 説

タイの国会は、任命制の上院と公選の下院とによって構成される。法律案の提出、審議等において下院の優越が認められる。

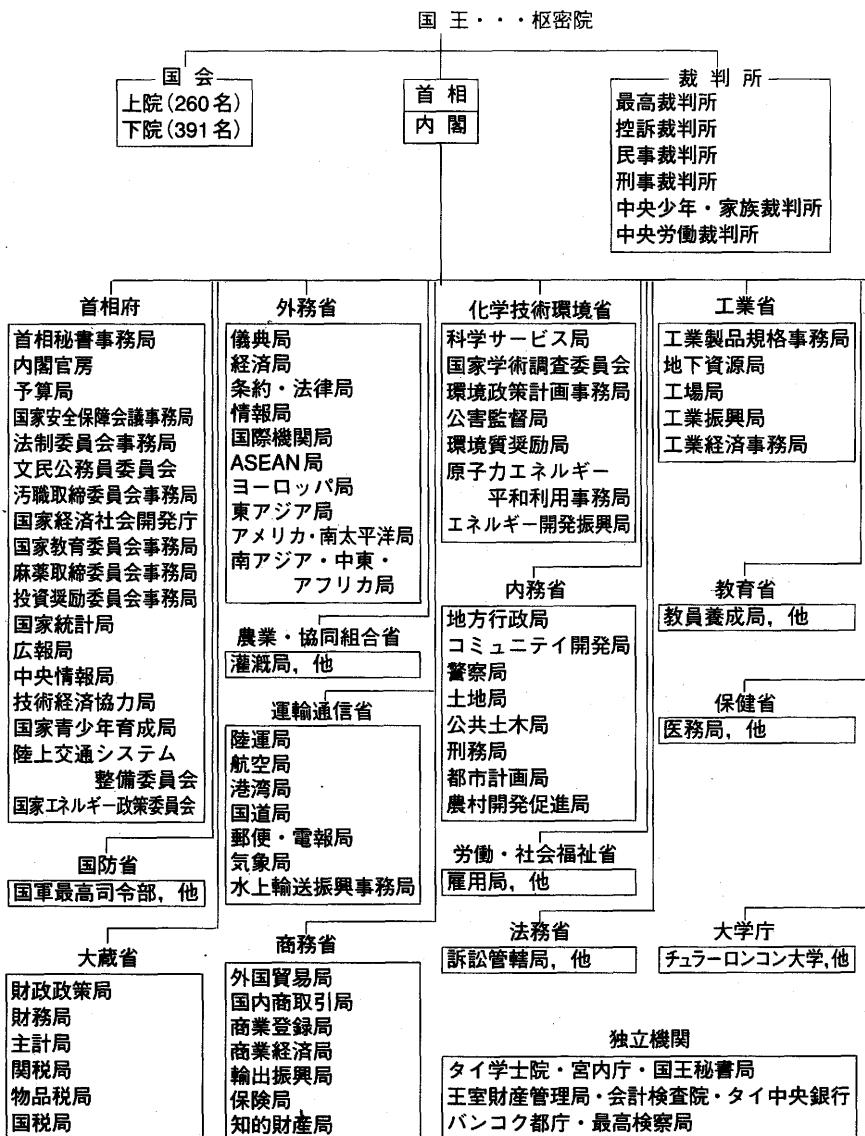
各議院には、議長と1名または2名の副議長がおかれて、各議院の議決に従って、国王により任命される（第125条）。下院議長が国会議長となり、上院議長が副国会議長となる。下院議長が不在か、または国会議長の職務を行わず、もしくは職務を行うことができない場合には、上院議長が国会議長を代行する。野党のなかから下院野党代表が選出され、国王によって任命される（国会議長が副署）（第122条）。

上院議員には軍・官僚が含まれており、軍が議会へ介入する際の基盤ともなった。これまでの憲法典では、国会議長に上院議長を据えることが多かつた。1992年改正は、民主化を進めるため国会議長を上院議長から下院議長に変更した。

国会は、各議院が単独にまたは合同して会合する（第90条）。各議院の定足数は、原則として各議院の現有議員総数の2分の1である（第129条）。各議院での議決は原則として多数決であり、可否同数のときは議長が決定投票する（第130条）。

会期は、通常会と特別会がある。通常会は年2回である。下院議員選挙が行われた場合には選挙の日から30日以内に、最初の会期が召集される。通常会の会期は90日間であり、国王はこれを延長することができる。90日が経過する前に国会を終了するためには国会の承認が必要である（第134条）。国王は、国会を召集し開会する（第135条）。

図1 国家機構図 (1995年12月現在)



(出所) アジア経済研究所編『アジア動向年報1996』アジア経済研究所, 1996年。

国家の利益のために必要なときは、国王は国会の特別会を召集することができる（第136条）。両院の现有議員総数の3分の1以上の上院議員、下院議員または両院議員は、国王に対して国会の特別会を召集する勅令の発布を求めることができる。国会議長が勅令に副署する（第137条）。会期の延長は勅令による（第138条）。上院は、憲法の定める場合を除いて、下院が任期満了または解散中に会期を開くことができない（第142条）。

1995年改正では、新たに議会オンブズマン制度が導入された。国王は、国会の議決に従って、5人以上の議会オンブズマンを任命する（首相が副署）。その資格、原則、任命および罷免の方法、ならびに権能および義務は法律によって定めるが（第162条の2），まだ制定されていない。

上院、下院、合同会は、規則に定める条件に従って公開される。カメラは、内閣または各院または両院、现有議員総数の4分の1以上の議員の要請を条件とする（第157条）。

国会は、次の場合に合同会を開かなければならない（第160条）。摂政の承認・就任宣誓（第17条、第19条）、王室典範改正の了承（第20条）、王位継承の了承（第21条）、法律案の再審議（第94条）、会期延長の承認、会期の開始（第134条、第135条）、規則の作成（第161条）、議会オンブズマンの指名（第162条の2）、施政方針（第165条）、一般討議（第167条）、戦争宣言の承認（第177条）、条約の承認（第178条）、憲法改正・新憲法制定（第211条）である。合同会においては国会議長は手続規則に従って議事を行う（第91条）。このように合同会が必要とされる場合が多いことが上院の力を強めており、特に近年の憲法改正案に対して上院が野党と連携して反対にまわった例がみられた。

## 2. 国會議員の地位

上院議員および下院議員は、タイ全国民の代表であり、タイ国民の共通利益のために義務を履行する（第123条）。両院議員の兼職は禁止される（第96

条)。

### (1) 上院議員

上院議員は、国王によって任命される（首相が副署）。任期は4年であり、再任が認められる。定数は下院議員総数の3分の2である（端数は切り捨て）。

現行憲法では、上院議員候補の指名について明文規定がなく、副署者である首相の裁量と解されている。上院議員の選出方法の改正は、先の憲法改正委員会の22項目提案にも含められたが、1995年改正では実現しなかった。バンハーン政権によって設置された政治改革委員会もこの点について提案を行っている。96年3月の任命においては、透明性を拡大するために政府内に委員会が設置された。現在は260名である<sup>⑦</sup>。

上院議員は、国王を元首とする民主政体をとる王国の統治に貢献する諸分野において知識と専門性を有する有識者で、①出生によるタイ国籍を有すること、②満35歳以上、③政党に所属しないこと、④公選の地方議会議員、長でないこと、⑤憲法院の決定により議員資格を剥奪されたことがないこと、などの資格要件を満たす者のなかから任命される。

### (2) 下院議員

下院議員は選挙によって選出され<sup>⑧</sup>、任期は選挙の日から4年である。定数は、原則として有権者15万人に1人であり、選挙区の設置について憲法に規定がある。

下院議員の被選挙権を有するための資格要件は以下のとおりである。①出生によるタイ国民であること。ただし、外国人を父とする場合には、下院議員選挙法に定める要件を満たす必要がある。②選挙の日において25歳以上。③政党の党员であること、④立候補県において一定の条件を満たしていること（出生、2年以上の就学、2年以上の政府機関での勤務、1年以上の選挙人名簿への登録）。

以上の事由のほか、次の者は立候補することができない。すなわち、①麻薬中毒者、②免責されていない破産人、③聾啞者、④懲役刑の判決を受け収監されている者、⑤過失犯を除き、2年以上の懲役刑を宣告する判決を受け、選挙の日において5年を下回る間免責されている者。⑥職務上の不正行為を理由として、政府または国営企業から処分等を受けた者、⑦異常な富裕等を理由に国家への資産の譲渡を命じる判決・命令を受けたこと、⑧常任または有給の公務員であること、⑨地方議員、長、地方理事会委員であること、⑩国家機関、国営企業または地方行政の職員または被用者であること、⑪議員資格を剥奪されてから4年以上経過していないこと。

### (3) 選挙権

有権者は、各選挙区において選挙される下院議員の数に等しい数の候補者に投票する権利を有する。投票は、直接かつ秘密である（第108条）。

投票権を有するための資格要件は、①タイ国民であること。ただし、帰化によりタイ国民となった者は10年以上タイ国民であること。②選挙の年の1月1日において18歳以上であること。③選挙区の登記所において氏名が登録されていること（第109条）。

選挙の日において、次の性質を有する者は投票することができない（第110条）。①精神異常または心神耗弱にあること。②比丘（ビク）、沙弥（サマーネーン）、修道僧または出家者であること<sup>(29)</sup>。③裁判所の令状または適法な命令によって拘禁されていること。④裁判所の判決によって、投票権を剥奪されていること。

### (4) 政党への所属

前述のように、政党への所属は、被選挙権者の資格要件とされている。

憲法は結社の自由（第43条）とは別に、特に政党結成の自由（第44条）を定めている。すなわち、すべての者は、この憲法の規定に従い、国王を元首とする民主政体という手段を通じて、政治活動を実行するために政党を結成

する自由を享受する。政党の結成、設立、運営および解散は、政党に関する法律の規定による。また、政党は、その資産および債務を示す会計書を準備しなければならず、また法律の定めに従い、収入源および支出を公に宣言しなければならない。政党に関する詳細は、政党法に定められている。

第112条は、政党がその党員を立候補させるための政党の資格要件を定めている。すなわち、①当該総選挙におけるすべての代表の総数の4分の1以上の合計数の立候補者を送る政党でなければならず、②ならびに当該政党が立候補者を送る各選挙区においては、当該政党は当該選挙区における代表の数と等しい数のその立候補者を送らなければならず、および1選挙区に1候補者グループだけを送ることができる。

政党が全体数のその立候補者を送ったときは、当該政党または当該政党の候補者は選挙を放棄することができない。政党が全体数のその立候補者を送った後に、なんらかの理由により、当該政党の候補者の数がその後全体数の以下の数に減少したときは、当該政党は第1項の規定に従って全体数の立候補者を送ったものとみなされる。

#### (5) 議員身分の保障

国会議員の身分の保障としては、不逮捕特権（第139条）と発言・表決等における免責（第131条）とが認められている。この規定は、議員以外の者が国会等で意見を陳述する場合などに準用される（第132条、第147条、第158条、第168条）。

#### (6) 一定の行為の禁止

国会議員は、その所属する議院に対して資産および債務状況を報告しなければならないほか（第95条）、国会議員はその地位を利用して一定の利益を得ることを禁止されている（上院議員：第102条、下院議員：第114条）。

国会議員は、直接的であるか間接的であるかを問わず、国家、公共機関、国家事業体もしくは国営企業から、①コンセッションを受けること、②独占

的性質を有する契約を締結すること、③特別に金銭もしくは利益を受けること、が禁止される。

下院議員については、さらに国務大臣または他の政治的公務員を除いて、政府機関または国営企業においてなんらかの地位につき、または職務を有し、または地方議会議員、地方行政の長もしくは地方公務員の地位につくことが禁止されている。選挙前にコンセッションを受け、または契約の当事者となっている場合や、年金等の支払いには適用されないことが下院議員についてのみ明記されている。

#### (7) 議員身分の喪失

国会議員は、任期満了、解散（下院のみ）、死亡、辞職等の事由や、その他の資格要件の喪失、上記の禁止行為を行うことによって、その身分を失う（上院議員：第103条、下院議員：第120条）。

下院議員については、①所属政党からの脱退・除名（執行部の合同会議の4分の3以上の賛成を条件）、②所属政党が解散し、裁判所の命令の日から60日以内に他の政党の党員にならなかつたときも議員たる身分は終了する。

ある議員が上記のような事由により議員資格を失ったとき疑いがあるときは、各議院の現有議員総数の10分の1以上の議員は、憲法院に対して決定を求めることができる。この場合に、憲法院の表決は委員総数の4分の3以上とする（第97条）。

職務上の違法行為または公務員に対する犯罪、議員資格の尊厳を害する行為を行つた議員に対して、現有議員総数の3分の1以上の議員は、当該議員の資格を剥奪する決議を求める申立を行うことができる。この決議は、各議院の現有議員総数の4分の3以上の賛成が必要である（第98条）。

憲法院の決定または所属議院の決議によって身分を失つた議員が、その資格において行つたいかなる行為にも影響しない（第99条）。

### 3. 国会の機能

#### (1) 立法手続き

法律案は、国会の助言と承認とによってのみ法として制定することができる（第92条）。法律案は、①通常の法律案、②財政法律案（money bill）、③予算案に分けられる。財政法律案の審議手続きは異なり、また予算案についても特別の定めがある。

財政法律案とは、①租税または課徴金の賦課、廃止、減免、変更、修正、免除または規制、②国家の資金の配分、受領、保管もしくは支払い、または国家の歳入の移転、③国家の財政支出の増加をもたらす機関の設置、④借款、⑤通貨のいずれかの事項を含む法律をいう（第143条）。

##### (a) 法律案の提出

法律案は、内閣または下院議員のみが法律案を提出することができる。下院議員が法律案を提出する場合には、当該議員が属する政党が法律案の提出を承認することを決定し、当該政党の党員たる20名以上の下院議員が同意することが必要である（第143条）。法律案は、下院に先に提出されなければならない（第145条）。

下院議員による財政法律案の提出は、内閣総理大臣の承認が必要である。ある法律案が財政法律案に該当するか疑義がある場合には、下院議長が決定する（第143条）。また、下院議長は、下院議員により提出された法律案が、受理された段階では財政法律案ではなかったが、下院における修正によって財政法律案となったと判断するときは、下院における審議を中止し、当該法律案を首相に付託する。当該法律案に対して、財政法律案に必要とされる首相の承認が与えられなかったときは、下院は当該法律案が財政法律案にならないように修正しなければならない（第144条）。

##### (b) 法律案の審議

下院において可決された法律案は、上院に送付される。上院は、当該法律

案の審議を60日以内に終了させなければならない。財政法律案である場合には、その審議は30日以内に終了させなければならない。

上院は、特例として30日を超えない期間を延長する決議を行うことができる。当該期間は、会期中の期間を意味し、当該法律案が上院に届いた日から算定するものとする。この期間には、第149条により当該法律案が憲法院によって審理されている期間は含まれない。

①上院が、この期間内に法律案の審議を終えない場合には、上院が当該法律案を承認したものとみなされる（第146条）。

財政法律案の場合には、下院議長は上院に対して提出された法律案が財政法律案であることを助言するものとする。この下院議長の助言は最終的なものとみなされる。下院議長が上院に当該法律案が財政法律案であることを助言しなかった場合には、当該法律案は財政法律案とはみなされない（第146条）。

②上院によって法律案が否決された場合は、下院に差し戻される（第147条）。

③上院によって法律案に修正が加えられた場合には、修正法案は下院に差し戻される。

下院が重要な事項に関する修正ではないとみなし、修正に同意する場合には、第93条による手続きがとられる。そのほかの場合には、各議院は当該法律案を審議するための合同委員会を組織する。下院が定める同数の議員または人員が任命される。合同委員会は報告書を準備し、すでに審議した当該法律案を両院に提出し、両議院が合同委員会によって審議された法律案を承認する場合には、第93条による手続きをとる。いずれかの議院が同意しなかった場合には、当該法律案は保留となる。

上院で可決されなかった法律案は、下院によって再び審議される。下院が当初の法律案または両院合同委員会が提案した法律案を、下院の現有議員総数の2分の1以上の賛成により再び確認したときは、かかる法律案は国会によって承認されたものとみなされ、第93条の手続き（国王の裁可）をとる。

財政法律案の場合もほぼ同様である（第148条）。

法律案が否決された場合、内閣または下院議員は、否決された法律案と同一のまたは類似の原則をもつ法律案を提案することができない。上院または下院が、審議のために提案されまたは付託された法律案が、否決された法律案と同一または類似の原則をもつとみなすときは、上院議長または下院議長は、当該法律案を憲法院に対してその決定のために付託する。憲法院が当該法律案が、否決された法律案と同一または類似の原則を有すると決定したときは、当該法律案は廃案とする（第149条）。

下院の任期が満了し、または下院が解散されている場合には、憲法改正草案または国会によって承認されたことのないすべての法律案、国王が裁可を拒否した法律案、および90日以内に国王により差し戻されていない法律案は廃案となる（第150条）。

#### (c) 国王の裁可

法律案が国会により可決されたときは、内閣総理大臣は、当該法律案を国会から受け取った日から起算して30日以内に、署名のため国王に奏上する。官報への掲載によって公示されたときに法として施行される（第93条）。

国王が法律案に対する裁可を拒否し、①当該法律案を国会に差し戻したとき、または②90日以内に差し戻さなかったときは、国会は、当該法律案を再審議しなければならない。

国会が、両院の現有議員総数の3分の2以上の投票で当該法律案を再び可決したときは、首相は当該法律案を国王に対してその署名のために再び奏上しなければならない。国王が30日以内に当該法律案に署名せずに差し戻したときは、首相は、当該法律案に国王が署名した場合と同様に、当該法律案を法律として公布する。

#### (2) 予算案

国の予算案は、法律の形式による（第153条）。下院は、下院に到達した日から105日以内に年次予算案および補正予算案の審議および移送を終了しな

ければならない（第152条）。下院が、前項の期間内に当該法律案の審議を終えなかった場合には、当該法律案は下院によって承認されたものとみなされ、上院に送付されるものとする。上院の審議においては、上院は、当該法律案が上院に到達した日から20日以内に、いかなる修正もなく、承認しまたは否認しなければならない。当該期間の後は、当該法律案は承認されたものとみなされる。

④上院が当該法律案を承認しなかったときは、第148条第2項が準用される。

⑤年次予算案および補正予算案の審議ならびに予算案の審議において、下院議員は、当該予算案に費目または金額を追加する動議を原則として提出することができない。借款の元本・利子の支払いや法律に従って支払い可能なものを除く、歳出を削減しまたは縮小する動議を提出することはできる。

次の会計年度のための年次予算法が時宜にかなって制定されない場合には、前会計年度のための年次予算が暫定的に適用される（第151条）。

### （3）国会および国會議員の権能

上院および下院は、この憲法によって、国家の行政を統制する権能を与えられる（第154条）。上院議員または下院議員は、国務大臣に対して、その権限の範囲内のいかなる事項についても質問する権利を有する。ただし、国務大臣は、内閣が国の安全または死活的利益を理由に当該事項はまだ公開されるべきではないと判断するときは、回答を拒否する権利を有する（第155条）。下院の現有議員総数の5分の1以上の下院議員は、個々の国務大臣または内閣の不信任決議案を提出することができる（第156条）。

## IV 内閣

### 1. 内閣の構成

内閣は、1名の首相と48名以下の他の国務大臣によって構成され、首相は国王によって任命される（下院議長が副署）。首相は、下院議員でなければならぬ。就任にあたって国務大臣は国王の前で宣誓を行う（第164条）。国王は、首相の助言によりいずれかの国務大臣を罷免する大権を有する（第174条）。内閣は、①下院により内閣不信任案が可決したとき、②下院の任期が満了しましたは解散されたとき、③総辞職、④首相が国務大臣としての資格（第173条）を喪失したとき、にその職務を終了する（第172条）。

被選挙権を有するための条件の多くは国務大臣については準用される（第165条、第166条）。30歳以上でなければならず、政治的公務員を除いて、常任または有給の公務員であってはならない。

また、国務大臣は、法律により就任することが要求されている地位を除いて、第114条により下院議員が保持し、または履行することを禁止されるいかかる地位を保持し、または履行してはならず、また営利事業に従事する個人、組合、会社または組織のマネージャー、取締役、顧問、代理人または従業員となってはならない（第167条）。

個々の国務大臣の地位は次のときに終了する（第173条）。①死亡、②辞職、③国務大臣の資格要件の喪失、④懲役刑、⑤下院が不信任投票を可決、⑥禁止行為、⑦罷免（首相の助言により勅令）。

### 2. 内閣の権能

国務大臣は、所属しない議院の会期に出席し、事実または意見を陳述する権利を有する。ただし、投票権をもたない（第168条）。国会議員の免責特権、

不逮捕特権は国務大臣に準用される（第168条）。

内閣は、国会に対してその政策を陳述しなければならないが、信任投票は必要とされない（第169条）。国務大臣は、憲法、法律および第169条により陳述される政策の定めに従って、国務を行い、その職務の履行について上院および下院に対して個別に責任を負い、内閣の一般政策について国会に対して連帯して責任を負う。国務大臣は、法律の定めに従って、財産および債務を示す会計報告を提出する（第170条）。

国務の執行における問題で、内閣が上院議員または下院議員に対してその意見を諮詢するのが適切であるとみなすものがある場合には、内閣総理大臣は、国会議長に対して通知し、国会の会期において一般討議を行うことを要請することができる。かかる場合においては、討議に付された問題について、国会はいかなる決議も行ってはならない（第171条）。

この憲法に特段の定めがある場合を除いて、国務に関するすべての法律、王令および勅令は、国務大臣によって副署されなければならない（第185条の4）と規定され、実質的な意思決定が内閣によって行われることが明らかにされている。法律と同じ効力を有する緊急勅令（第175条、第177条）の公布が認められる。内閣は、法律に反しない範囲において政令を制定することができる（第178条）。

戒厳令法の定める条件と方法に従って戒厳令を施行・解除する大権。一定の地域において遅滞なく戒厳令を宣言する必要がある場合には、国軍は戒厳令法に従ってかかる宣言を行うことができる（第179条）。宣戦布告（第180条；国会の承認が必要）。他国または国際機関との間に条約の締結。ただし、タイ領土もしくは国家管轄権の及ぶ地域の変更を定め、またはその実施のために法律の制定を必要とする条約は、国会によって承認されなければならない（第181条）。恩赦（第182条）。位階の剥奪・勲章の撤回（第183条）事務次官、事務総長およびこれらに相当する地位を有する軍務および公務にある官吏の任命・罷免（第184条）。

### 3. 緊急勅令の要件・手続き・効果

国王は、国家または公的安全または国家経済の安全または公衆の平穏を維持するため、法律の効力を有する緊急勅令を発布することができる。緊急勅令の発布は、内閣が、避けることのできない緊急の必要性がある緊急事態であると判断した場合にのみ行うことができる。

緊急勅令を発布した場合には、次の国会において、内閣は国会に対して緊急勅令を審議のため遅滞なく提出しなければならない。休会中で通常会期を待つことに時間がかかりそうなときは、内閣は、緊急勅令を可決しまたは否決するかを迅速に審議するため、国会の特別会の召集をしなければならない。下院が当該勅令を否決したとき、または下院が可決し上院が否決し、下院が現有議員総数の2分の1を超えない投票によって承認したときは、当該緊急勅令は効力を失う。この場合に、当該緊急勅令の施行期間中に行われた行為に影響しない。緊急勅令がいずれかの法律の規定を改正しまたは廃止する効果を与えていた場合に、当該緊急勅令が前項の規定により効力を失ったときは、改正または廃止前の規定が、かかる緊急勅令の否定が発効する日から効力をもつづけるものとする。上院および下院が緊急勅令を可決したとき、または上院が否決したが、下院が現有議員総数の2分の1以上の投票に可決したときは、当該緊急勅令は法律としての効力をもつづける。緊急勅令の可決または否決は、内閣総理大臣が、これを官報に公布する。否決の場合には、官報に公布した次の日から効力が生じる。緊急勅令の承認を再確認する場合における上院および下院による緊急勅令の審議は、会期の最初に行わなければならない（第175条）。

上院または下院が緊急勅令を承認する前に、各議院の現有議員総数の5分の1以上の議員は、憲法院に対して当該緊急勅令が第175条に適合するかどうかの判断を求めることができる。憲法院が当該緊急勅令が第175条に適合しないと決定したときは、無効となる（第176条）。

国会の会期でないときに、租税、課徴金または通貨に関する法律で、国家の利益のために、迅速かつ秘密の検討が要求されるものが必要なときは、法律としての効力を有する緊急勅令を発布することができる。この緊急勅令には、第175条の規定が準用される（第177条）。

## V 裁判所<sup>(30)</sup>

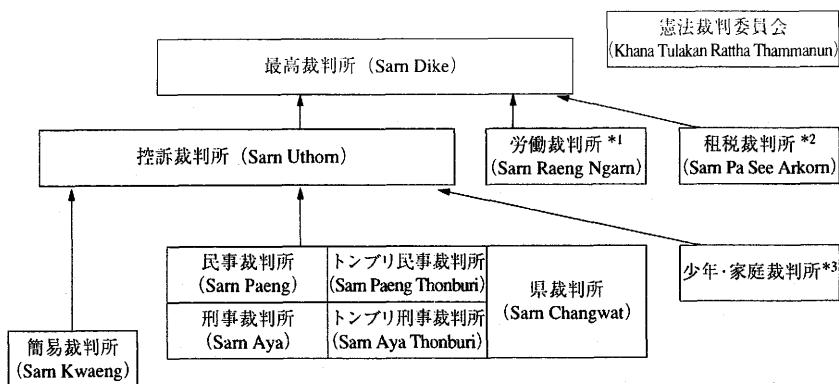
### 1. 総 説

現行憲法によれば、裁判所は、司法裁判所、行政裁判所、軍事裁判所、その他の裁判所に分かれる。行政裁判所の設置は、1974年憲法に規定されたが、設置されなかった。91年憲法の95年改正によって行政裁判所の設置が新たに規定された。行政裁判所の所属や裁判官の地位等をめぐって対立があるため、行政裁判所設置法は97年3月現在においてまだ制定されていない。改正前においては労働裁判所に関する規定がおかれていたが、裁判所は存続しているにもかかわらず、95年改正では憲法上の規定がなくなった。その他の裁判所に含まれるものと理解される。その他の裁判所には他に少年裁判所と租税裁判所がある。知的所有権関係の裁判所の設置が予定されている。司法裁判所とその他の裁判所との間で、またはその他の裁判所相互の間で、管轄権について争いがある場合には、憲法院が決定する（第195条の5）。なお、司法裁判所の裁判官は phuuphiphaaksaa であるのに対して、行政裁判所、軍事裁判所の裁判官の原語は tulaakaan であり区別があるが、本章では両者を共に裁判官と訳した。

### 2. 司法権と裁判官の独立

事件の審理および判決は裁判所の権能とし、裁判所は法律に従い、かつ国

図2 タイ裁判所機構図



(注) \*1 現在は、中央労働裁判所のみ

\*2 現在は、中央租税裁判所のみ

\*3 旧名、Sam Kadee Dek Lae Yawachan

(出所) 安田信之『ASEAN法』日本評論社、1996年。

王の名において行われなければならない（第186条）。すべての裁判所は、法律によってのみ設置することができる（第187条）。特定事件または特定事由による犯罪を含む事件を、当該事件を審理し判決するために法律により設置されている裁判所に代わって、特に審理し判決するために裁判所を新たに設置することはできない（第188条）。特定の事件を特に解決するため、裁判所組織または審理手続きに関する法律を変更しましたは改正する効果を有する法律を制定することはできない（第189条）。裁判官は、法律に従って、訴訟事件の審理および判決において独立とする（第190条）。また政治的公務員であってはならない（第191条）。

### 3. 司法裁判所

1934年司法裁判所規程によれば、司法裁判所は司法省に所属する。三審制を採用し、①初審裁判所、②控訴裁判所、③最高裁判所に分かれる。初審裁

判所はさらに次のように分けられる。バンコクを除く他の県においては、初審裁判所とは、区裁判所と県裁判所をいい、バンコクについては次の裁判所をいう。区裁判所、ミーンブリー県裁判所、トンブリ民事裁判所、トンブリ県裁判所、南バンコク民事裁判所、南バンコク刑事裁判所、民事裁判所、刑事裁判所。

司法公務員法によって司法委員会が設置されている。憲法によれば、司法裁判所の裁判官の任命および罷免は、国王に奉上する前に司法委員会の承認を得なければならない。また、司法裁判所の裁判官の昇進、昇給および懲戒は、司法委員会の承認を得なければならない（第193条）。

国王は、司法裁判所の裁判官を任命しおよび罷免する。裁判官は、就任にあたり司法公務員法に従って、司法委員会が定める文言により国王に対して宣誓を行わなければならない（第192条）。

#### 4. 軍事裁判所、行政裁判所

軍事裁判所は、法律の定めるところに従い、事件を審理し判決する権能を有する。軍事裁判所の裁判官の任命および罷免は、法律の定めるところによる（第194条）。

行政裁判所は、法律の定めるところに従い、事件を審理し判決する権能を有する（第195条）。

国王は、行政裁判所の裁判官の任命および罷免を行う。就任前に、行政裁判所の裁判官は、法律の定める文言によって、国王に対して宣誓を行わなければならない（第195条の2）。行政裁判所の裁判官の任命および罷免は、国王に奉上する前に、法律の定めるところに従い、行政裁判所については新たに設置される行政裁判所裁判官委員会の承認を得なければならない。行政裁判所の裁判官の昇進、昇給および懲戒は、法律の定めるところに従い、行政裁判所裁判官委員会によって承認されなければならない（第195条の3）。

司法裁判所、行政裁判所および軍事裁判所を除くその他の裁判所の裁判官

の任命および罷免ならびにかかる裁判所の管轄権および審理手続きは、当該裁判所の設置に関する法律による（第195条の4）。

## VI 地方自治<sup>(3)</sup>

### 1. 総 説

タイの地方統治は依然として中央集権的であり、地方自治体は限られた範囲でしか認められていない。国家行政組織法は、行政機関を中央行政組織、地方統治組織、地方自治組織に大きく三つに分ける。行政区画として、県、郡（アンプー）、タムボン、村（ムーバーン）に分けられるが県知事、郡長、村長がおかかれている。県知事、郡長は内務相によって任命される。

現行憲法は地方自治組織に関する一般的規定を定めるだけで、詳細な規定は個々の地方自治体に関する法律によって定められている。地方自治体としては、①県自治体、②テーサバーン、③スカーピバーン（衛生区）、④バンコク都、⑤パッタヤー特別市がある。

1992年流血事件以後の民主化の動きは、地方自治の問題をクローズアップしてきた。95年改正は地方自治に関する規定を拡充している。県知事の公選制が提案されたが、内務省等の強い反発もあって、否決されている。95年には、新たにタムボン評議会およびタムボン自治体法が施行されタムボンが法人化された。

### 2. 現行憲法の規定

現行憲法は、地方自治について4カ条をおいている（第196～199条）。地方自治組織として設置された地方行政事務は、法律の定めるところに従い、地域住民の意思に従った自治の原則による。地方行政組織は、法律の定めると

ころに従い、それ自身の地方行政政策の決定において独立であり、また課税および財政において独立とする。地方行政組織の監督は、地域住民の利益または国家全体の利益の擁護のため、必要な限りにおいて行わなければならぬ（第196条）。法律の定めるところに従い、自治を行う資格を有する地方は、自治権を有する（第197条）。

地方議会議員は、原則として選挙による。議員の任命は、法律の規定に従う場合にのみ行うことができ、またその数は選挙される議員を超えてはならない。地方議員選挙に立候補する者は、少なくとも第111条(1)および(2)に定める資格を有さなければならない。地方議会議員の選挙は、直接かつ秘密による投票による。本条による選挙の基準および手続きは、当該事項に関する法律による（第198条）。

地方行政委員会または地方行政の首長は、原則として選挙により選ばれる。地方行政委員会または首長の任命は、法律の規定により必要な場合にのみ行うことができる。本条による選挙の基準および手続きは、当該事項に関する法律による（第198条）。

## VII 憲法院

憲法第5条は、憲法の規定に違反したは抵触する法律の規定は強行することができないと定め、憲法の最高法規性を謳っている。タイでは46年憲法の下でアメリカ型の通常裁判所による違憲審査が認められた時期もあるが、現在では大陸法型の憲法院（憲法裁判委員会）による違憲審査が行われている。現行憲法においてはこれまでに三つの裁決がある。

憲法院委員は、①国会議長、②上院議長、③最高裁判所長官、④検察庁長官、⑤上院および下院がそれぞれ3人ずつ法律および政治学における有識者のなかから任命する他の6名の者の計10名によって構成される。国会議長が憲法院議長となり、下院の任期が満了した時は解散されているときは上院議

長が憲法院議長となる（第200条）。任命委員は、上院・下院議員、常任又は有給の公務員等であってはならず（第201条），任期は4年である（第202条）。任命委員は、死亡、辞職、禁止事項への該当、懲役刑の宣告などの事由により退官する（第203条）。憲法に別段の定めのない限り、憲法院の定足数は6名で、決定は多数決による（第208条）。

憲法院の職務は、法律等について違憲審査、憲法解釈または憲法の規定に基づくその他の判断を行うことである。違憲審査としては、法律案についての抽象的違憲審査と、具体的な訴訟に関しての法令の違憲審査である。

法律案が可決された場合、まだ国王に送付されていないときは、現有議員総数の5分の1以上の議員の発議により、当該法律案の規定が憲法に違反しまたは抵触するかどうか、またはその手続きが憲法に違反していなかったか判断を求めることができる。審議期間中、内閣総理大臣は、公布に必要な措置をとることができない。違憲と判断されたときは、当該法律案は廃案となる。

裁判において、裁判所または当事者の申立てによって、適用される法律の規定が違憲であるかどうかの決定を求めることができる。ただし、当該規定に関して憲法院の裁決がないことを条件とする。憲法院において審議が続けられている間、裁判手続きは停止される。憲法院の決定はすべての事件に適用されるが、確定判決に影響を与えない。

内閣、上院または下院は、決議によって、憲法院に対して憲法解釈を求めることができる。

憲法院の他の任務としては以下のものが憲法に規定されている。  
①ある議員の議員資格の終了の確認（10分の1以上の議員による請求）（4分の3以上の多数が必要）（第97条）

②議院の手続き規則の合憲性の審査（第159条の2）（10分の1以上の議員による請求）

③ある法律案が、保留された法律案と同一または類似の原則を含むかどうかの判断（第149条）

④裁判所間の権限の争いに関する判断（第195条の5）

補足：タイの法律資料について

タイの法令はすべてタイ語であり、官報（法律偏）によって入手することができる。主要法令は民間企業による英訳を入手することが可能である。例えば、International Translations 社による *Royal Thai Government Gazette* は、1940年代から入手が可能である。また、盤谷日本人商工会議所が主要な法律の邦語訳を出版している。

タイ語の主な法律雑誌としては、タマサート大学法学部、チュラロンコーン大学法学部、司法省、弁護士会、検察庁、法制委員会によるものがあり、欧文の論文が掲載されることもある。英文の法律雑誌としては、チュラロンコーン大学が出版する *Chulalongkorn Law Journal* がある。なお、タイにおける法律雑誌の発展については次の文献を参照。Prasit Kovilaikool, "The Development of Thai Law Journal" (*Chulalongkorn Law Review*, Vol.I, 1982, pp.1-4)。

南タイ4県においては、イスラム教徒間の家族法、相続に関する事件についてイスラム法を適用することが認められている。

注(1) タイの法制史については、Carmelo V. Sison (ed.), *Constitutional and Legal Systems of ASEAN Countries*, University of the Philippine Law Complex; Academy of ASEAN Law and Jurisprudence, 1990, pp.313-321; Vicha Mahakun, "A Brief History of Thai Law," Lawasia, *The Legal System of Thailand*, 1981, pp.21-25; Sansern Kraichitti, "Law and Legal Profession in Thailand," Lawasia, *The Legal System of Thailand*, 1981, pp.1-7; 村嶋英治・ピシェツツ=マオラノン「タイの法制度」（山崎利男・安田信之編『アジア諸国の法制度（改訂版）』アジア経済研究所、1982年）などを参照した。

(2) タイの憲法の展開についての記述は下記の文献を参照した。加藤和英「タ

イ現代政治史 国王を元首とする民主主義』弘文堂, 1995年; 赤木攻『タイ政治ガイドブック』バンコク: Meechai and Ars Legal Consultants Co., Ltd., 1994年; 末廣昭『タイ——開発と民主主義』岩波新書, 1993年; タック・チャルームティアロン(玉田芳史訳)『タイ——独裁的温情主義の政治』勁草書房, 1989年。荻原弘明他著『東南アジア現代史IV ビルマ・タイ』山川出版社, 1983年。

- (3) クーデタと憲法典との間には次のような関係があると説明されてきた。立憲革命で王政に挑戦した軍・官僚は、正当性原理として民主主義に依拠した。軍部による政治は非常事態を理由とするとき以外は、国民代表的装いを必要としたのであり、国民の政治参加、特に人民代表議会(下院)の権限を拡大せざるを得なかつた。軍自体が国民の代表であると強弁することは困難であったからである。しかしながら、議会の活動の拡大によって軍・官僚の権力の縮小がすすむと、非常事態を口実としてクーデタを行い、再び軍事政権へと戻るのである。村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治介入」(荻原宜之・村嶋英治編『ASEAN諸国政治体制』アジア経済研究所, 1987年, 135~190ページ)。政権を握っているグループが、憲法上の制約を回避するため自らの政権に対してクーデタを行ったことはこのことをよく物語っている(ラジオ・クーデタ、銃声なきクーデタ)。
- (4) 赤木『タイ政治……』6ページ。
- (5) 内務省の獅子の印、国防省の象の印、大蔵相の蓮の印が記されていたことから、三印法典といわれた。タイの伝統法に関する初期の研究として、政尾藤吉「暹羅国古代法研究に就て」(『法学協会雑誌』第18巻第9号、明治33年(1890)9月、623~643ページ)がある。三印法典以外の仏教法の最近の研究については、例えば、Andrew Huxley (ed.), *Thai Law: Buddhist Law: Essays on the Legal History of Thailand, Laos and Burma*, Bangkok: White Orchid Press, 1996参照。
- (6) 1932年に立憲革命によって絶対王政から立憲君主制へと体制が変わった後も法典編纂作業は継続され、民商法典の公布が35年に完了したほか、司法裁判所規程(1934年)、刑事訴訟法典、民事訴訟法典(1935年)などが公布された。タイの刑法典については、政尾藤吉「暹羅の新刑法に就て」(『法学協会雑誌』第25巻第11号)参照。また民商法典と日本民法典との比較研究としては、五十川直行「タイ民商法典の比較法的考察(序説) 日本民法典との歴史的関連制」(『法政研究』(九州大学)第62巻第3・4合併号、1996年3月)。
- (7) Hooker, M. B., "The 'Europeanization' of Siam's Law 1855-1908," M. B. Hooker (ed.), *The Laws of South-east Asia, Volume II: European Laws in South-East Asia*, Butterworths, 1987; 飯田順三「タイ国における西洋近代法継承に関する基礎的研究」(『法社会学・裁判の法社会学(2)』第42号、1990

- 年) 106~109ページ; 政尾藤吉(穂積重遠訳述)「暹羅国法制現況」(『法学協会雑誌』第25巻第1号, 1907年) 参照。
- (8) プラチャティポック王(ラマ7世)は、立憲革命に先立つ1932年2月に立憲君主制を内容とする憲法草案の起草を行っていた。王族で構成される最高顧問会議によって否決された草案は、①国王が任命する首相のひきいる責任内閣、②6名の重臣よりなる最高顧問会議の存続、③一院制議会(任命制と公選が半数)を内容としていた。荻原他「東南アジア現代史……」216ページ。
- (9) 仏暦はブッダが入滅したとされる年を起点とするものであり、西暦に直すには543を引く。
- (10) ピブーン・ソンクラームは、ナショナリズムを昂揚させる政策をとり、特に国家信条(ラッタニヨム)と呼ばれる一連の政策表明を12回にわたって行ったほか、1932年タイ王国憲法の改正を3回行った。第1回改正は39年2月で、国家信条第1号に従って国名をシャムからタイに改めた。40年10月の第2回改正は32年憲法の経過規定第65条を改正し、10年間だけ認められていた任命制の第二種議員をさらに10年間延長した。42年12月の第3回改正は、議員の任期(4年)を、内外政策に影響を及ぼす重要な情勢があり、選挙を実施しない理由がある場合に2年間の延長を1回だけ認めるというものであった。加藤「タイ現代政治史……」113ページ。
- (11) 固有名詞の表記については、石井米雄監修『タイの辞典』同朋社、1993年に従った。
- (12) 第2次世界大戦においてタイは当初中立政策をとった。また、太平洋戦争が開始されると軍事的に優位する日本が急激な侵攻を続けたことから、日本との同盟条約を締結し、連合国側に宣戦布告を行った。アメリカを中心に活動した自由タイ運動の活動によって宣戦布告の撤回が認められたほか、アメリカの働きかけによりイギリス、フランスに対する補償を行うことで敗戦国となることを免れた。
- (13) タイ語では人民代表議会、貴族院、参議院等の訳語のほうが適切と思われるが、本章では英訳等で定着している上院(Senate)と下院(House)を用いることとする。
- (14) クーデタの実行グループはしばしば革命団と称し、憲法廃止から暫定憲法の制定までの無憲法期において革命団布告と呼ばれる法令を公布した。革命団布告は、恒久憲法が制定された後も法としての効力を認められる。現在有効な法令にも革命団布告の形式によって公布されたものがある。
- (15) 加藤「タイ現代政治史……」163ページ。
- (16) タイのビジネス・グループについては、末廣昭・南原真『タイの財閥 ファミリービジネスと経営改革』同文館、1991年参照。
- (17) 10月14日政変によって政治力をつけた全国学生連盟(NSCT)は、1974年憲

法への次のような改正提案を行った。①選挙権の有資格者の年齢を20歳以上から18歳以上へ改める、②被選挙権の有資格者の年齢を25歳以上から23歳以上へ改める。③一院制議会とする、④外国軍隊のタイ駐留、タイ国軍の海外派遣については議会の承認を必要とする。このうち、①、②は政府によって受け入れられた。国王が上院議長を任命するという規定に対しては国王が懸念を表明し、任命の勅令には下院議長が副署することとなった。荻原他『東南アジア現代史……』326ページ。

- (18) 加藤『タイ現代政治史……』170~171ページ。
- (19) 同上書、171~172ページ。
- (20) 赤木『タイ政治……』10ページ。
- (21) 末廣『タイ……』111ページ以下。
- (22) 与党案の改正案は次の8項目。①上院議員定数を下院議員の3分の1に削減。②下院定数を人口15万人に1人。③選挙権を18歳以上に引き下げ。④総選挙の際、政党は定数の4分の1の候補者を擁立、⑤野党代表は、所属政党の議席が定数の5分の1以上という要件を削除、⑥上院の質問権限の削除、⑦下院委員会の権限拡大、⑧行政裁判所の設置。
- (23) 男女平等規定と家族法との関係について紹介したものとして、飯田順三「民商法典第1516条と男女の平等（海外法律情報）」（『ジャリスト』第1071号、1995年7月1日）97ページを参照のこと。
- (24) 第44条（政党結成の自由）、第60条（軍隊）、第70条（政治的発展計画）、第71条（下院議員、地方議会議員の選挙）、第110条（上院議員の資格要件）などである。
- (25) 仏教はタイの国教であるが（ただし、憲法には国教とする規定はない）、憲法第27条は、宗教の自由を保障している。
- (26) 赤木『タイ政治……』10ページ。
- (27) 1996年3月に初めて民選の首相によって上院議員の任命が行われた。新たに任命された260名の上院議員の内訳は、軍39、公務員（警察を含む）42、前職の留任60、下院議員による選出23、民間からの代表96であった。The Nation, 23 March 1996.
- (28) 憲法第26条は、すべての者が政治的権利を享受すること、そして政治的権利の行使は法律の定めによることを定める。
- (29) 比丘は、満20歳以上の出家者、沙弥は満7歳以上20歳未満の出家者をいう。
- (30) 司法制度については、次の文献を参照。Ministry of Justice, Thailand Century 1892-1992.
- (31) タイの地方制度については、橋本卓「タイの地方行政制度」（地方自治協会『アジア諸国の地方制度』1993年）。

## &lt;参考文献&gt;

・邦文・英文のもので本文と関係のあるものだけ掲載した。

- (1) アジア経済研究所『アジア動向年報』(各年版)。
- (2) 赤木攻『タイ政治ガイドブック』バンコク：Meechai and Ars Legal Consultants Co., Ltd., 1994年。
- (3) 飯田順三「民商法典第1516条と男女の平等（海外法律情報）」(『ジャリスト』第1071号, 1995年7月1日) 97ページ。
- (4) 飯田順三「タイ国における西洋近代法継承に関する基礎的研究」(『法社会学・裁判の法社会学（2）』第42号, 1990年) 106～109ページ。
- (5) 石井米雄「タイの伝統法——『三印法典』の性格をめぐって——」(『国立民族学博物館研究報告』第8卷第1号, 1983年)。
- (6) 浦野起央・西修編『資料体系アジア・アフリカ国際関係政治社会史 第7巻 憲法資料（アジアI）』パピルス出版, 1980年, 451～590ページ。
- (7) 大村泰樹「タイ国のモスレム・マイノリティーとイスラム法の適用」(黒木三郎先生古希記念論文集刊行委員会『アジア社会の民族慣習と近代化政策』敬文堂, 1992年) 289～307ページ。
- (8) 加藤和英『タイ現代政治史 国王を元首とする民主主義』弘文堂, 1995年。
- (9) 末廣昭『タイ——開発と民主主義』岩波新書, 1993年。
- (10) 末廣昭・南原真『タイの財閥 ファミリービジネスと経営改革』同文館, 1991年。
- (11) タック・チャルームティアロン（玉田芳史訳）『タイ——独裁的温情主義の政治』勁草書房, 1989年。
- (12) 玉田芳史「タイのクーデタ, 1980～1991年：軍の同期生, 内部抗争, 対政府関係」(『東南アジア研究』第29卷第4号, 1992年3月) 389～421ページ。
- (13) 橋本卓「タイの地方行政制度」(地方自治協会『アジア諸国地方制度』1993年)。
- (14) 政尾藤吉「暹羅国古代法研究に就て」(『法学協会雑誌』第18卷第9号, 明治33年(1890)9月) 623～643ページ。
- (15) 政尾藤吉（穂積重遠訳述）「暹羅国法制現況」(『法学協会雑誌』第25卷第1号, 1907年)。
- (16) 政尾藤吉「暹羅の新刑法に就て」(『法学協会雑誌』第25卷第11号)。
- (17) 村嶋英治・ピシェツ＝マオラノン「タイの法制度」(山崎利男・安田信之編『アジア諸国法制度（改訂版）』アジア経済研究所, 1982年)。
- (18) 村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治介入」(萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN諸国政治体制』アジア経済

- 研究所, 1987年) 135~190ページ。
- (19) Andrew Huxley (ed.), *Thai Law: Buddhist Law: Essays on the Legal History of Thailand, Laos and Burma*, Bangkok: White Orchid Press, 1996.
  - (20) Hooker, M. B., "The 'Europeanization' of Siam's Law 1855-1908," M. B. Hooker (ed.), *The Laws of South-east Asia, Volume II: European Laws in South-East Asia*, Butterworths, 1987.
  - (21) Borwornsak Uwanno and Surakiart Sathirathai, "Introduction to the Thai Legal System," *Chulalongkorn Law Review*, Vol. IV, 1985-1986, pp.39 - 111.
  - (22) *Legal System of Thailand*, the Seventh LAWASIA Conference, Bangkok, Thailand, August 7 - 12, 1981.
  - (23) Vicha Mahakun, "A Brief History of Thai Law," Lawasia, *The Legal System of Thailand*, 1981, pp.21 - 25.
  - (24) Prasit Kovilaikool, "The Development of Thai Law Journal," *Chulalongkorn Law Review*, Vol.I, 1982, pp. 1 - 4 .
  - (25) Kanok Wongtrangan, "Executive Power and Constitutionalism in Thailand," in Carmelo V. Sison (ed.), *Constitutional and Legal Systems of ASEAN Countries*, University of the Philippine Law Complex; Academy of ASEAN Law and Jurisprudence, 1990, pp.287 - 312.
  - (26) "Thai Legal System," in Carmelo V. Sison (ed.), *Constitutional and Legal Systems of ASEAN Countries*, University of the Philippine Law Complex ; Academy of ASEAN Law and Jurisprudence, 1990, pp.313 - 321.
  - (27) Preben A. F. Aakesson, Marut Bunnag and Rujira Bunnag, "The Development of Constitutionalism in Thailand: Some Historical Considerations," L. W. Beer (ed.), *Constitutional Systems*.....(1992), pp.656 - 683.
  - (28) Sansern Kraichitti, "Law and Legal Profession in Thailand," Lawasia, *The Legal System of Thailand*, 1981, pp. 1 - 7 .
  - (29) Prasobsook Boondech, "The Thai Judicial System," Lawasia, *The Legal System of Thailand*, 1981, pp.13 - 20.